

令和4年4月25日

保護者等の皆様

滋賀県立石部高等学校
校長 中島 清承

18歳成年に係る本校教育活動へのご協力について

春暖の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校の教育活動に格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年4月1日に施行されました民法の一部を改正する法律により、成年年齢が18歳に引き下げられ、ほとんどの生徒が在学中に成年年齢に達することとなりました。成年になることで、単独で有効な契約を行うことができ、また、親権に服することがなくなるため、その父母等はこの監護および教育の権利ならびに義務を有さなくなります。

しかしながら、成年年齢に達したとしても未だ成長の過程にあり、社会的自立に対して支援が必要であり、保護者の皆さまには、お子さまが成年となられた後も引き続いて、お子さまへのご支援・ご指導をお願いいたします。

なお、成年年齢に達した後の在学中の手續等については、県立学校として下記のとおり取り扱うこととしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1 「保護者等」の定義

- ・在学中に成年に達した場合、保護者であったものを「保護者に準ずる者」とし、保護者および保護者に準ずる者を合わせて「保護者等」とする。
- ・保護者に準ずるものは、保護者と同様の責任を負い、学校の教育に協力する。

2 退学、転学、留学および休学等に係る手続き

- ・在学中に成年に達した生徒の退学、転学、留学および休学に関しては、保護者等の同意を得る（本人および保護者等連署の様式により校長に願い出る）こととし、生徒が単独で校長の許可を得ることはできないこととする。

3 生徒指導および進路指導

- ・生徒が成年年齢に達しているか否かにかかわらず、保護者等との連携の下で生徒指導および進路指導を行うことが重要であり、保護者に準ずる者に保護者と同様の対応を求める。
- ・保護者に準ずる者は、いじめ防止対策推進法上の保護者には該当しないこととなるが、同法上の保護者に準じて取り扱う。

4 保健指導および健康診断結果の通知

- ・保護者に準ずる者は、学校保健安全法上の保護者には該当しないことになるが、同法上の保護者に準じて扱い、保護者等に対して生徒の健康上の問題に対する助言や健康診断結果の通知を行う。

5 消費者教育

- ・成年になると、保護者の同意がなくても一人で有効な契約（携帯電話の購入、クレジットカードやローンの契約など）ができるようになる一方、未成年者取消ができなくなる。悪徳商法や消費者トラブルによる被害が懸念されており、消費者教育の充実が求められている。
- ・学校における消費者教育の充実に向けた取組を継続する。
- ・生徒の消費者被害防止に向けて、保護者等に家庭での指導を求める。